

○農林水産省告示第千三百二十七号
 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十一條第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程(昭和二十五年七月八日農林省告示第百六号)の一部を次のように改正する。
 平成十五年八月二十九日

農林水産大臣臨時代理
 国務大臣 谷垣 禎一

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」に、マレーシア」を、マレーシア」に、モリシアス」を、モリシヤス」に、ユーゴスラヴィア」を、セルビア・モンテネグロ」に、ラトヴィア」を、ラトビア」に、ルクセンブルグ」を、ルクセンブルク」に、連合王国」を、英国」に改める。

第五條中、「アルゼンチン」を「アルゼンチン」に、「ヴァヌアツ、ヴェトナム、ヴェネズエラ」を「バヌアツ、ベトナム、ベネズエラ」に、「ウルグアイ」を「ウルグアイ」に、「エチオピア、エル・サルヴァドル」を「エチオピア、エルサルバドル」に、「カーボ・ヴェルデ」を「カーボヴェルデ」に、「カタル」を「カタール」に、「カンボディア」を「カンボジア」に、「ギニア・ビサオ」を「ギニアビサウ」に、「グアテマラ、クウェイト」を「グアテマラ、クウェイト」に、「コスタ・リカ」を「スタリカ」に、「コンゴ」を「コンゴ」に、「サイプラス」を「キプロス」に、「サウディ・アラビア」を「サウジアラビア」に、「シエラ・レオネ」を「シエラレオネ」に、「ジョルダン」を「ヨルダン」に、「スリ・ランカ」を「スリランカ」に、「スロヴァキア」を「スロバキア」に、「セイシエル」を「セーシエル」に、「セント・ヴィンセント、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ルシア、象牙海岸共和国」を「セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、コトジボワール」に、「チェッコ、チャード」を「チェコ、チャド」に、「テュニジア」を「チュニジア」に、「トーゴ」を「トーゴ」に、「トリニダード・トバゴ」を「トリニダード・トバゴ」に、「ニカラグア」を「ニカラグア」に、「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に、「ノールウエー、ハイティ」を「ノルウエー、ハイチ」に、「バハレーン」を「バーレーン」に、「パプア・ニューギニア、パラグアイ」を「パプアニューギニア、パラグアイ」に、「ブルキナ・ファソ」を「ブルキナファソ」に、「ブルンディ」を「ブルンジ」に、「ボリヴィア」を「ボリビア」に、「ホンジュラス、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国」を「ホンジュラス、